

公明党宮城県本部代表 石橋信勝
公明党宮城県議団会長 小野寺初正
公明党仙台市議団団長 笠原 哲

東日本大震災からの復旧・復興に関する要望書（第2回）

東日本大震災の発生から間もなく3ヶ月を迎えようとしている。しかし県内各地で多くの被災者が今もなお避難所で不自由な暮らしを送り、県民はこれからの生活に不安を抱えながら毎日を過ごしている。

この間国も地方自治体も、被災者の支援と災害復旧に全力で取り組んでこられたが、あまりにも甚大な災害規模に支援の手が十分に届いているとは言い難く、むしろ既存の法解釈や制度の準用が、必要な災害支援の妨げになるケースも見受けられ、新たな立法措置や既存の枠組みを超えた強力な支援が今こそ不可欠であると訴えたい。

これから本格的な復興が始まるのを前に、公明党として県下の被災現場調査や被災者からの聴取をもとに、先に行った第1回の要望に加え、以下の項目について県の果敢な対応を求めると共に、国に対しては責任ある迅速な対応が為されるよう、61項目を要望・提言する。

【1】生活の再建支援

①資金の迅速な給付

被災者された方に対して全国各地から寄せられた義援金や、生活再建支援金の支給が非常に遅れている。手持ちのお金がない被災者に早急に配布すると共に、支援金の金額拡充について国に働きかけること。

②罹災証明

生活の建て直しには罹災証明の発行が不可欠であるが、証明書の発行までかなりの時間を要している。県としても最大限市町村を支援し、迅速な発行が出来るよう更に取り組むこと。

③仮設住宅の整備

未だに多くの方が避難所での不自由な生活を強いられており、その中には高齢者や障がい者の方も含まれ、健康面でのリスクが高まっている。プレハブ仮設の用地確保と賃貸物件の供給に務め、希望する方全員が早急に入居できるよう取り組むこと。

④賃貸借上げの要件撤廃

民間賃貸住宅の借上げに関して、地域性を無視した間取り要件を県が定めていることで、仮設住宅扱いの申請が却下され、被災者の自立生活を阻害する事案が多く報告されている。県は間取りの要件を撤廃するか認定を市町村に一任すること。

⑤応急修理制度の拡充

災害救助法に基づく応急修理制度については、工事箇所の優先順位を無くして救済の範囲を拡大するとともに、52万円となっている上限を大幅に増額するよう国に申し入れること。

⑥二重債務の対策

被災家屋等に債務が残っている被災者は、住宅の建て替えや購入、新たな賃貸住宅への入居によって、二重の債務負担に苦しむことになる。よって既往の住宅ローン（旧住宅金融公庫など）を買い取る等の特例措置を講じるか、支払い猶予を一定期間認めること。

⑦被災者支援システム

同システムは被災者台帳をもとに避難、被災状況等の個人データを一元管理し、各種証明書の発行の迅速化、救援物資の管理、仮設住宅の入退居、義援金の交付業務等を迅速に実施できる仕組みである。今後行政が的確な対応を行うために、県内の市町村でシステムの導入を図ること。

⑧医療体制の整備

医療機関が被災したことによって十分な医療を受けることが出来ない被災者が多い。迅速な復旧を支援するとともに、今後仮設住宅内での診療施設の開設などで、被災者の医療ニーズに的確に応えること。さらに福祉施設と連携した地域包括ケアシステムの構築を進めること。

⑨福祉施設の整備

特養・老健・グループホームが多数損壊し、利用者がサービスを受けられないでいる。また、震災の影響から様態が悪化し介護の需要が高まることも予想されることから、既に決まっている仮設のグループホーム設置をさらに広げると共に、仮設の特養施設について設置を国に求めること。

【2】土地・宅地、団地等に関する支援

①宅地の復旧

現行制度では原則所有者個人が行うこととされているが、被害規模が大きい箇所ではあまりに負担が過重で、個人での復旧は事実上困難である。よって宅地の被害や人口法面・擁壁の崩落などの復旧に関し、国庫補助事業の特例措置で実施するか、既存制度の要件大幅緩和や補助率引き上げなどを行い、早急に2次被害を食い止める対策を国に求めること。

②団地の崩落対策

仙台市折立地区など複数の丘陵造成団地一帯で、大規模な地滑りや地割れなどが起こり、居住不能となった世帯が多く、さらに2次被害の懸念が広がっている。現状復旧が可能なのか代替地への移転が必要なのかを早急に判断すると共に、例えば行政による買い上げで被災者への資金手当てを講じるなど、必要な対策を速やかに実施出来るよう、市町村を支援すること。

③土地区画整理事業

甚大な被害を受けた土地区画整理事業は、災害復旧費が極めて多額に上ることが懸念され、事業継続に支障をきたす恐れがある。よって土地区画整理事業地内の宅地と都市排水施設等の復旧費、再測量等に要する委託費用について、国庫補助の対象とするよう求めること。加えて土地区画整理組合の経営支援策を強化すること。

④地盤沈下対策

地震の影響で広範囲での地盤沈下が見られるが、梅雨時期を控えて冠水被害が懸念され、既に大潮での被害も出ているほか、地盤沈下で排水機能が損なわれた地区もあるため、早急な調査と対策を講じること。

⑤用途地域

今回の震災によって既存の土地利用では対応できない事態が生じている。安心・安全な新しい街づくりを進めるためには、例えば農地や市街化調整区域などの用途や規制の緩和を認め、地震・津波に対応できる街づくりを柔軟に取り組むこと。

⑥分譲マンション対策

多くの分譲マンションが損壊したことを踏まえ、耐震の精密診断に対する助成策を講じ

るほか、罹災証明の発行に関するガイドラインを示すなどして、管理組合や区分所有者に対する支援策を分かりやすく構築すること。

【3】企業・産業・雇用支援

①予算の執行

国の第1次補正予算に対応した今回の予算については、速やかな執行を求めると共に、地元中小企業への優先発注を重点化し、雇用確保と企業の再建に資するよう努めること。

②取引停止の予防策

震災によって被害を受けた中小企業に対して、元請けや取引先からの取引停止や支給された材料・資材の引き上げなど、事業再建を阻害する動きが出ている。事業を継続し雇用を維持しようとする中小企業を守るため、発注する大手企業などへの指導と監督を強化すること。

③雇用調整助成金

雇用を守るために一時的に休業する企業が雇用調整助成金を使う際、休業手当相当額の一部助成となるために事業所負担が発生する。厳しさを増す雇用を維持するため、助成割合を大幅に引き上げるなど見直しを図ること。

④港湾機能の回復

物流の拠点である仙台・塩釜港において、ガントリークレーンの復旧等の港湾機能回復に務めること。さらに抜港による外国船の入港皆無の状況は、関連事業者に大きな打撃を与えているため、風評被害の払拭を外国船協会や関係機関に働きかけ、早急に港湾利用の改善・復元に努めること。

⑤企業立地・誘致

従来の企業誘致施策に加え、関東圏や中部・関西圏との連携事業によって、例えば雇用の即効性が高いコールセンター誘致や、電子部品部門の製造ラインを空き工場に招致するなど、雇用確保対策を具体的に推進すること。

⑥車両への支援

津波によって多くの車両が流出し、そのことが被災者や被災事業者の経済負担を増している。よって被災した個人の車両や業務用車両の買い換えについて、財政支援制度の創設を働きかけること。

⑦商工団体支援

中小企業を支える商工会や商工会議所等、各団体が被災していることを踏まえ、財政面及び人的支援策を強化すること。

⑧二重ローン対策

中小企業が抱える既往債務と、再建するための新たな借り入れによる二重債務問題は、事業再生の足かせになっている。金融、税制上の特例措置を講じるなど、従来の制度に囚われない大胆な支援策を、国の2次補正予算に盛り込むよう強く求めること。

⑨保証料の減免

金融円滑化法に伴い、中小企業や個人事業主などが条件変更などを申し出ているが、今回の震災で一層期間の延長を申し出る企業が多くなっている。その際に信用保証協会が期間延長分の保証料を請求しているが、緊急時であることに鑑みて保証料の免除や減額を行うこと。

⑩学生の就労支援

震災の影響で内定の取り消し・延期や、採用中止といった雇い止めが横行している。企業と学生のマッチング支援や、企業への雇用インセンティブ等を強化すると共に、既卒3年の新卒扱いを経済界に改めて要請・徹底すること。

⑪緊急雇用

被災して職を失った方が緊急雇用事業で一時的に職に就いたとしても、期間の短さと低い賃金で生活再建は難しい。よって一定期間は雇用保険の受給と併用できるように制度を見直し、生活再建の資金が得られるよう取りはからうこと。

⑫緊急保証の促進

この度創設された復興緊急保証（無担保8千万・最大2億8千万）は既存の保証枠とは別枠に設定してあるが、保証協会の積極的な承諾姿勢がないと活用されない。法律設置の趣旨を踏まえ、十分な保証を行うよう協会に要請すること。

【4】農業水産業支援

①農業被害への支援

津波による塩害に見舞われた田畑の除塩・復旧事業と、倒壊したビニールハウスの復旧支援に関して、全額国庫負担で行うことを決定し、早期に着手すること。

②水稲作付けの調整

浸水による肩代わり作付け（とも補償）は県内で2,500㌔、他県との調整で1,600㌔の合計4,100㌔となり、目標の7割に止まる結果となった。想定される抛出金についても10アール当たり12,000円程度と、目標を下回る結果となっている。不足する抛出金の補填を講じるとともに、次年度の調整を着実に進め十分な抛出金が支給されるよう取り組むこと。

③農機具購入支援

津波で流失した農機具一式（トラクター，コンバイン，乾燥機等）に関しては，個人の資力で再購入することは不可能であるため，集落組織への支給などを積極的に検討し，生産者の営農意欲が喪失しないよう早期に対応すること。

④新しい農業モデル構築

津波による浸水被害を受けた地域において、農地利用の調整を実施しながら集約化と規模拡大を推進し、農業経営の大規模化を促進すること。また稲作中心の農業から施設園芸への転換支援を行い、畜産の生産拡大に取り組むことで農業の産出額を拡大すること。

⑤漁港と魚市場の復旧

9月には鮭漁やワカメの種付け作業などが控え，これらを行うための県管理漁港の復旧は待ったなしであるとともに，6月の鰹の水揚げには気仙沼魚市場の再開が必須である。これを逃すことは水産業に大きな損失になることから，時期までに復旧事業を終えるよう全力を挙げること。

⑥養殖業者支援

施設を流失した養殖業者に対して，国は1補正予算で水中がれきの撤去作業で雇用を創出する事業を行っているが，労務単価（1万2千程度）も雇用延べ人数（4千5百人）も期間も中途半端である。養殖漁業者に対する生活支援として一層の拡充を求めること。

⑦二重債務支援

水産施設のオートメーション化とそれに伴う設備投資によって，水産従事者は多額の借り入れをしているケースが多い。今後の融資制度の実施に当たっては特例措置を講じるなど支援を強化すること。

【5】インフラの復旧と復興策

①災害査定

国が行う災害査定に関しては，手続きの簡素化を求めるとともに早期に完了するよう働きかけること。また災害復旧費を原型復旧以外の事業にも充当できるよう緩和を求めること。

②がれき撤去

膨大ながれき撤去については，地元事業者だけでは処理能力に限界があるため作業の遅れが指摘されている。地域の企業が事業再生するにせよ，個人が自立生活を目指すにせよ，復興の足かせになっているがれきの撤去を迅速に行う必要がある。よって県は必要に応じ大手企業の協力なども得ながら，一刻も早く撤去と処理を完了すること。

③下水施設

津波被害によって破壊された下水処理施設の復旧には2～3年を要するとみられ，簡易

処理の状態が続くと思われる。県民・市民に実態を周知するとともに、具体的な「節水」への取り組みを呼びかけること。

④ガス事業への支援

今後の電力需給逼迫を緩和する意味では、ガスが果たす代替的機能は社会的に大きなものがあるが、災害復旧事業に係る国庫負担を受けられない部分があるなど支援が不十分である。よって特別法などの整備により交付金制度の創設を初め、財政支援措置を講じること。

⑤ライフラインの被害軽減

今回の震災においてライフラインが共同溝に集約された地域は、被害が軽減された状況にあった。今後の復興事業の中でライフラインの地下埋設を推進すべきこと。

⑥公共土木施設等の復旧

地震により地盤沈下した沿岸部において、高潮や風水害から守るために海岸保全事業を急ぐこと。さらには亀裂の入った河川堤防の復旧や、道路・橋梁などの復旧工事を着実に実施すること。

⑦交通事業支援

被災した公共交通事業者であるバス事業、離島航路、三セクの鉄道事業者について、災害復旧費の国庫支出金交付を行うとともに、事業者への運転資金融資制度などを創設すること。

⑧情報インフラの整備

震災により通信手段が絶たれ、情報の伝達や集約に大きな支障をきたした。県災害対策本部と自治体。自治体と各町内会組織を結ぶ情報伝達手段の確立を急がなければならない。災害本部と避難所を結ぶ無線網の構築と、町内自治組織への伝達・連携方法について検証し仕組みを作ること。

⑨議員との情報インフラ

議員は県であれ市町村であれ、市民とのパイプ役として昼夜を分かたず行動しており、被災者の声を行政につなぐ役割を果たしているとともに、行政の情報を被災者に伝える役目も担っている。しかし制度の施行や変化については報道で知らされることが多く、その都度担当者に確認をとらざるを得ない。今後の災害対策本部からの情報や重要な事業の実施に当たっては、議会事務局を通じ会派へ周知するよう努めること。

⑩復興特区について

被災地域の迅速かつ創造的な復興を推進するため、本県及び被災市町を「復興特別区」として、まちづくり・税制・金融等といった規制の特例措置が出来るよう取り組み。被災者が「住んで良かった、」と実感できるみやぎを創造すること。

⑪沿岸地域の復興策

県土の4、5%に相当する面積が津波の被害に見舞われたが、沿岸域は第一次産業を初め製造業や物流の拠点が集積する地区であり、多くの県民が居住する生活の拠点でもあ

る。今後の復興策の中でこうした沿岸域をどのように再生させ、どんな土地利用を進めていくのか被災者の多くが不安に思っている。県は十分に住民の声を吸い上げ要望を聞き、市町と協力し沿岸部の復興ビジョンの策定を急ぐこと。

⑫復興住宅について

一日も早い生活再建と自立を図るため、仮設住宅の建設と同時進行で復興住宅の整備に向けた計画と準備を進めること。その際将来買い取り可能な木造戸建て住宅や高層住宅など、多様なニーズに合わせバリエーションを増やすこと。

⑬復興公営住宅について

阪神・淡路大震災の復興策では、公営住宅にL S A（生活支援員）を配置して、高齢者の見守りや生活サポート事業を行ってきた。結果10年以上も孤独死がゼロという実績をあげている。本県において復興公営住宅を設置する際にも、生活支援員を配置し安心して住まえる環境をつくること。

⑭復興基金の創設

復興基金の創設は国の補助事業になじまない地方固有の復旧事業や、きめ細かい被災者生活再建の支援にとって必要不可欠である。よって復興基金（取り崩し型も含め）の創設について、交付税措置などの国の財政支援を求めるとともに、基礎自治体においても基金設置可能となるよう、制度設計に着手すること。

【6】教育とこころの復興

①仮設教室など

被災地では体育館等での授業を余儀なくされている。出来るだけ速やかに仮設教室の設置を行い、学習環境の改善を図るとともに、学校施設の復旧・建設整備を急ぐこと。

②就学への経済的支援

多くの児童・生徒が経済的に就学が難しい状況になっており、これを支援するため給付型奨学金の創設や就学支援金の貸し付けの拡充、社会福祉協議会の融資・貸し付けの拡充を行うこと。

③教員の加配

教育復興担当教員やスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーを十分に配置し、被災児童・生徒のこころに寄り添う教育支援を、一定期間継続的に実施すること。

④私学への支援

私立学校の災害復旧に関し融資制度の特例措置を実施するほか、学校運営費補助制度の運用拡充や、授業料減免に対する国庫支出金の拡大を求めること。

⑤復興を担う人材育成

未曾有の災害を経験した地域として、復興支援策や減災対策、さらに地域コミュニティ

の構築や街づくりなど、多岐にわたる「防災」ジャンルに関し、専門的に研究する学科・コースを備えた教育機関を設置し、次代の防災を担う人材を育成すること。

⑥文化・スポーツ施設

仙台市などでは大規模なホールが何れも被災して使用が出来ない。音楽や文化・芸術を通したところの復興が重要であり、早期の復旧に県も支援すること。またスポーツ選手の活躍や自身がスポーツに打ち込むことも、被災者の大いなる励みになっている。復興イベントなどを積極開催して被災者への励ましをお願いしたい。

【7】 原発由来の放射線対策

①学校などでの測定

福島第一原発の事故による放射線物質の拡散は、日を追うごとに県民不安を増長している。従来の空間線量調査に加えて、特に乳幼児や子どもの健康に与える影響を考慮し、小・中学校、幼稚園、保育所等のグラウンド表土や砂場、プールなど、測定箇所を増やし定期的にデータの公表を行うこと。

②放射線の危険度

「直ちに健康に害はない」といった曖昧な表現ではなく、測定結果を10段階の危険度で表すなど、国民目線に立った明快かつ正確な情報提供を行うよう国に要請すること。

③農水産物の測定

事態の長期化に備え、今後の拡散予測値や積算量などを速やかに県民へ公表する体制を敷くとともに、農作物や水産物に対する定期的な測定調査を行い、正確なデータ公表による風評被害防止に務めること。

【8】 その他

①観光の振興

宮城・東北の祭りやイベントでの賑わい創出や、各地の歴史・文化を通して魅力をアピールし、国内外の観光誘客を強力に推進すること。また関連して東北地方の高速道路無料化を実施すること。

②民間団体への支援

復旧から復興へ向けて行政では手の入らない支援事業には、今後益々民間組織やボランティアの力が必要になってくる。こうした団体の活動費用については、中央募金会の活動支援助成を拡充するなどして、活動が円滑に行えるよう支援すること。

③住宅共済制度の検討

本格的な復興期に入った段階で、兵庫県が実施している住宅共済制度について、東北各県と広域連携した形での導入を研究し、広く県民の意見を聴取するなどして積極的に検討すること。

④耐震診断事業の拡充

二度の大規模地震によって多くの県民が住家の耐震性能に不安を覚えている。既存の耐震診断事業を更に拡充し、安価で正確な診断を受けられる事業を立ち上げること。